

# ロシア農民裁判の現場

## －モスクワ県の史料より－

吉 田 浩

### はじめに

ロシア帝国の構造を考察する際に、その全期間を通じて人口の8割以上を占めつづけた農民身分の動向が重要となることはいうまでもない。事実、近代ロシア史研究の諸分野の中でも、農民研究はとりわけ広く研究者の関心をよび、分析されてきた。その法的側面については、同時代人による現状分析や議論がたくさんなされてきたにもかかわらず<sup>(1)</sup>、長いこと低調であったが、1985年にアメリカの学術雑誌『ラッシャン・レビュー』（第44号）で農民慣習法の問題が特集されて以降研究は急激に進み、数々の成果があらわれた。農民身分の裁判所である郷裁判所についての司法制度史、法意識、相続や財産分割にあられる家族の構造や農民財産の特殊性、農民社会における女性の地位などである<sup>(2)</sup>。テーマは多岐に渡り、まだ統一した像が描かれる段階には到っていないが、農民にとっての裁判経験、法との触れあいとはどのような意味をもったのかという問いが上記の諸問題を規定するキー概念として浮かび上がってきた。

この点について精力的に研究しているバーバンクは、従来の考察の代表的な切り口であった「農民慣習法」に対し、「法意識」という概念でのアプローチを提唱している。彼女は、「慣習法対国家法」という二項対立的思考は、ロシア革命以前からすでに存在し、それは「『均質かつ一体』のロシア農民はエリートとは異なった文化をもつ」ことを前提としていることに問題があるとして、無批判に使うことはできないと述べている<sup>(3)</sup>。この「エリートとは異なる文化をもつ農民」という考え方は、「自律的民衆文化」の存在を肯定的にとらえるピーター・パークの視角<sup>(4)</sup>とは反対に、農民を「思考しない集団」、国家システムから切り離され遅れた存在として考えていた。したがって国家法を農民が受容することで、エリート文化がつくりあげた法的意識をもつ市民をつくり出すことができると同時代のリベラルは考え、またマルクス主義者は革命的に行動する農民階級をつくることを課題とした。他方ナロードニキは農民慣習法のなかに、古来よりロシア民族がもっていた道徳を認め、これを賞揚したが、やはり国家法とは接点をもたない、あるいは両立しないものとして慣習法をとらえていた点では前2者と共通している。

バーバンクはこうした見方にたいし、2つの方法を用いて慣習法対国家法という二項対立的思考法に代表される、ロシア史のなかでの農民法研究の従来の方法を克服することを主張している<sup>(5)</sup>。1つは、法の実定的側面より、手続き的側面を重視することである。それは、様々な社会的価値とは法によって確認されるべきものであるということが共通了解となっていることこそ、法が社会生活の効率よき調整者となっているあらわれであり、この過程への信頼が、社会における法の

権威の指標であるという考えかたに基づいている。したがって、農民の法律知識の有無ではなく、彼らが法システムを利用することに信頼を置いていたかどうかが重要であるというのである。2 つめは、農民を歴史と共にある存在であるとみなすことである。つまり、帝政末期の急速に変化する世の中の流れのなかで、自らとは異なった考えをも受入れ、あるいは拒絶する能力をもち、選択や決断をおこなう能動的な人々であるにとらえるのである。このことによって、伝統という言葉を用い、静態的なものとして農民の行動を安易に説明してきた従来の研究を乗り越えることができるだろう。

バーバンクによる新しい方法の提唱によって、従来「酒が判決を左右する裁判所」「慣習などというものではなく、判事または(判決を実際に記入する役職である)郷書記のきまぐれがあるのみ」などといわれた郷裁判所にたいして、「慣習法が支配していない」とか、「人をみて判決をくだす(争われている行為そのものではなく、村の日常生活における当事者の普段の評判を重視)」との批判は意味がなくなる。実際、バーバンクは、郷裁判所は口承の慣習を正統化するどころか、農村住民を以前にも増して国家法や教養ある社会の文字文化と結びつけたと結論し<sup>(6)</sup>、同じ方法論で郷裁判所の法実践を具体的史料により分析しているポプキンズも、慣習と国家法は共生的かつお互いにほどくことができないほどの纏れのようなものであったと論じている<sup>(7)</sup>。また、筆者は所有権に関する郷裁判所の判決を分析した結果、親族関係に由来する権利と「労働原理」が矛盾する際、つまり確固とした慣習ないし法が存在しない事件の場合には、判決選択にたいして状況要因の比重が相対的に大きくなり、下した結論を正当化するために「これが地域慣習なのだ」とレッテルを貼る傾向があったと論じた<sup>(8)</sup>。

以上のようにみても、農民の裁判経験がいかなるものであったのか、その具体例を検討することが重要であると考えられる。もちろん、これまでも、郷裁判所でどのような判決がだされたのかについての研究はある程度まで進んできている。しかしそれらは、すべて郷裁判所が出した判決を分析しているのであって、裁判の場そのものを史料として用いているものではない。郷裁判所問題の基本的史料である『郷裁判所改革委員会報告集』は、文字どおり郷裁判所を改革するための調査結果であるが<sup>(9)</sup>、それまでに下された判決の収集のみならず現地調査にあたった当日におこなわれた裁判の速記録<sup>(10)</sup>をも含んでいる。本論文では、モスクワ県内の郷裁判所の裁判を例にとり、裁判の雰囲気、事件や言葉の扱われ方がどのようなものであったか分析することでこの問題に答えたい。

郷裁判所にはあらゆる種類の紛争がもちこまれたが、ここでは中でも代表的な事件であると考えられる親子間の金銭的問題、「嫁姑」の財産争い、飲酒が原因である滞納問題、夫が出稼ぎに出て村の多核家族に残された妻にたいする男の扶養義務の問題をとりあげる。

1. モスクワ県モスクワ郡トロイツコーグレニシェフ郷裁判所 1872年9月16日の審理<sup>(11)</sup>

※ [ ] は原文のまま。( ) は筆者による挿入。以下同じ。

息子が脱穀のお金を払わないとして農婦が訴えている。

判事1：〔原告に〕何を訴えているのですか？

原告：息子が困ったことをしているのです。収穫した穀物すべてを自分でとっちゃって、わたしには全くわけてくれないのです。それなのに日雇い人にはわたしが払わなきゃならない。

判事1：息子さんに何をしたいのですか。

原告：脱穀を手伝ってくれた日雇い人に払う金でもくれればと思ひまして。

被告：おれはあんたたちに対して、何の義務もないね。あんたは脱穀人夫に払ったけど、おれは収穫を手伝ってくれたやつに払ったからね。食事だって雇ったやつらは全員、いつもおれのところで食べていたしね。

原告：嘘はおやめ。お前の収穫人夫はわたしたちの土地では全然働いてないし、脱穀人夫にだってお前さんのところよりいいものを食わしてやったよ。

判事1：〔原告に〕脱穀人夫たちにいくら払ったのですか。

原告：3日間で、1日あたり1ルーブル50カペイカずつ。

判事1：では全部で4ルーブル50カペイカですね。

原告：そのとおりです。息子は4ルーブル50カペイカ払うべきです。

被告：判事様、もしそういう計算をするなら、母はわたしより2倍払わなきゃならないことになる。だってわたしは自分の(土地を脱穀してもらった)分だけ払えばいいけど、彼女は2人分、つまり自分と義父(の土地)があるから。

判事1：〔原告に〕あなたの夫が脱穀人夫たちを雇ったのですか？

原告：そうです。ご存知のように夫とはすべて共有ですから。

判事1：〔計算しながら〕息子さんからは脱穀人夫代のうち1/3つまり1ルーブル50カペイカもらうべきですが、のこり2/3はあなたの負担ですね。

原告：わたしは脱穀人夫たちの食事にも負担しました。それだって安くはありません。

判事1：あなたは脱穀人夫たちに食事を出したかもしれないけど、息子さんだってあなたの分(の収穫人夫)を負担したでしょう。〔判事たちは審議し、それから郷書記に判決を説明した。それは当事者に朗読された〕

「1872年9月16日トロイツコーグレニシェフ郷裁判所は農婦Aの訴えを受けた。すでに独立した実の息子による、彼の土地の分の脱穀代と収穫人夫の食事代の不払いについてである。郷裁判所はAと息子と呼んで調べた結果、息子の土地の分を(原告の夫?)Mが1ルーブル50カペイカ払い過ぎているので、(農奴解放令)一般規程第96条<sup>(12)</sup>に基づき息子から1ルーブル50カペイカ徴集し、それを原告への支払いにあてる。」

原告：わたしはこの判決に満足できない。

判事1：何を望んでいるんですか？

原告：判事さん、これからわたしにいやなことをしないよう、また生活費をくれるよう、息子に命じてくれませんか。

被告：何のためにあなたがたにこれからお金を払わなきゃならないんですか。どこからそんなお金が出ていうの？お母さん、よく考えてください。わたしにだって家族がいるのですよ・・・。

原告：何のためにだって？誰がお前さんをここまで育てたんだい？お父さんが死んだあと、だれがお金をお前のためにとっておいたんだい？わたしじゃなくおまえがお金を預かっていたら、今頃ラシャのコートなん

て着ていないだろうよ。

被告：わたしは母さんに700銀ルーブルもってきました。もうこれ以上何をする元気ものこっていません。

原告：何だって？自分の結婚式に400ルーブル使っちゃったんじゃないのかい？

服は自分でつくっただろうけれど。わたしの家では夫は年寄りなのに子どもは小さい。でも助けてくれる人がいないんだよ〔泣く〕。

原告：400ルーブルは、父の遺産から出したから、わたしの財産です。助けがないっていうけど、じゃあ、どうしてわたしを家から追い出したんですか。

判事1：あなたは息子さんを家から追い出したんですか？

原告：追い出してなんかいません。息子は自分で出て行ったんです。好きかってに結婚して、今じゃわたしたちを助けてくれやしない。本人に聞いてみてください。

被告：母さんが妻のことを気にいらないんだからどうしようもないじゃないですか。

判事1：それはそれとして、お母さんのことを忘れていいことにはならないでしょう。あなたは今満足して暮らしているけど、お母さんは小さい子どもをかかえて大変なんだ。〔原告に〕息子さんはいくらくらい生活費を払うべきだと思いますか？

原告：年に50ルーブル。

被告：判事様、それはだめです、そんなに払えません。

判事1：お母さん、多くを望み過ぎですね。半分で和解してはどうですか。息子さんにも家族がいるわけだし。年に24ルーブル、月2ルーブルでどうです。それで今日のところは・・・。

原告：そのお金でどうしろっていうのですか。考えてください、子どもたちは小さいんですよ（泣く）。

被告：何のために24ルーブル払わなきゃならないんですか。

判事2：息子は母親のことをいつも助けなきゃならないものだ。それが法ってものよ。

被告：彼らが貧しくなったら払うことにしましょう。だって今はあの人たちのほうが家も新しいし、いい生活をしているのです。

〔郷裁判所は、再婚で生まれた子どもたちが成人するまで、被告は母に毎月2ルーブルずつ支払うべきという判決をくだした。〕

郷は農奴解放時に導入された最下級の農民行政単位で、農奴解放令一般規程第43条で登録男性人口（ドゥシャー）300人から2000人までで1つの郷をなすとされた。しかしその後の人口増加などもあり、モスクワ県の郷人口はたいいていこの数字を上回り、この郷の人口について、『報告集』は2817ドゥシャーと記している。男女をあわせると約6000人となる<sup>(13)</sup>。これよりやや後の調査によると、同郷は人口7072人、1033世帯、24の村団よりなり、同郡の中では標準的な規模である<sup>(14)</sup>。判事は全員識字能力をもち、郷書記は元農民で、国有財産局での勤務経験をもつ。農業と野菜づくりがこの郷の主な産業である。

訴訟当事者の家族関係を考えると、原告は母、被告はその息子であり、被告の実父（原告の元夫）は死亡しており、母は再婚して小さな子どもがいる。また、被告である息子は成人、結婚して、独立の世帯を営んでいる。事件自体は些細なものであり、2戸共通で収穫と脱穀のために人を雇っ

たが、その支払い分担の問題が訴訟にもちこまれた。審理は事実問題を明らかにするものであり、収穫を息子がすべてとってしまったかどうかという論点が抜落れているが、農奴解放令一般規程第96条を引用して事件が郷裁判所の管轄であることを確認し、支払い分担については耕地が3人分あり、応分の負担を命じる極めて理性的な判決が下された。しかし興味深いのはこのあとである。原告は判決に不服であるとして、息子にたいして扶養を求めたのにたいし、本来の事件とは全く別問題であるにもかかわらず、判事たちはこの論点についての議論をすすめたのである。

原告は夫と子どもの世帯で2人分の分与地を、被告は妻との世帯で1人分の分与地をもっており、この郷の主要な産業は農業であるから、この条件だけをみると原告の方が経済的に恵まれている。独立したのは、妻と姑(原告)とのいさかきが原因であり、原告は再婚している一方、収穫と脱穀を息子と共同でおこなうという側面もあり、両世帯の関係は内部に対立を含みつつ協力する関係である。そのうえで原告および判事が被告にたいし母の養育を求めたのは、「息子は母親のことをいつも助けなきゃならないものだ」という「法」に基づき、母の世帯と息子の世帯の経済力、つまり担税能力を考慮した結果であろう。

## 2. モスクワ県ドミトロフ郡オゼレツ郷裁判所 1872年9月19日の審理<sup>(15)</sup>

判事は3人。書記が農婦ダリヤ・マクシーモヴァの訴えを読む。訴えは姑マリヤ・ラザレヴァに対し、財産の一部を分与して欲しいというものである。なぜなら彼女は15年間一緒に住み、働いたからである。

判事1：郷長、こちらにおばあさんとお嫁さんと呼んで。

当事者は入ってくるが、ドアのところで立ち止まる。

判事1：なぜ立ち止まっているのですか、こちらの側へいらっしゃい。机の近くに。[マリヤ・ラザレヴァにむかって]：ダリヤさんは、あなたの家で働いていたのですか、それとも違いますか？

被告：よそで働いていたけど、わたしが食べさせていました。稼いだお金はわたしにくれませんでした。

原告：じゃあ牛は誰が買ったの？

被告：牛なんてあんな役たたず、一年前からわたしが餌をやって飼っていますよ、判事様。

判事2：問題が違うように思えるが、却下だな。

原告：判事様、わたしにもう少し話すよう命じて下さい。

判事1：必要なだけおしゃべりなさい。あなたに禁止はありません。

原告：彼女は他の人には財産分与したのに、その時わたしには何も。穀物倉庫をもらいたいと頼んだのに、娘婿にあげてしまって。判事様、お裁きをお願いします。

判事3：お前の問題は却下だな。

原告：どんな理由ででしょうか。

判事3：お前は稼いだ金を姑の家に入れてこなかったという理由だ。お前はまだ若いけれど、彼女をみてみる。もう年寄りじゃないか。罪なことをするな。

原告：じゃあ何で彼女はわたしを家においたままにして、結婚させてくれなかったの？あの人（死んだ夫）

は言ったわ。「わたしが死んだら、すべてをお前に置いていく。」あの時だったら、まだわたしは若かったから結婚(再婚)できたかもしないのに。

判事1：済んだことを言っても無駄だ。誰がお前を家に留まらせることができようか。お母さんだってできない。もし結婚したいなら、姑だって止められないはずだ。

判事3：もう言うこともないでしょう。却下していいんじゃない？

他の判事たち：そうでしょうね[原告の方を向いて]。お婆さんと一緒に住みなさい。喧嘩を外にもってこないこと。彼女だってお前さんを傷つけないでしょう。

被告：傷つけるだって、わたしは誰も傷つけたことはないよ。

判事1：行きなさい。[書記に向かって]：判決を書きなさい。

書記は判決を判決集に書き込み、判事に読んできかせたが、反対する者はいなかった。一人が代表して全員の分のサインをした。

判決のコピーは以下の通り：1872年9月19日、ダリヤ・マクシーモヴァの件

「NO.50-農婦ダリヤ・マクシーモヴァの訴えは次のとおり。彼女は姑マリヤ・ラザレヴァにたいし、穀物倉庫1つを代償として受け取りたいと訴えた。彼女の説明に拠れば、姑は穀物倉庫をお金と引き換えに娘婿に渡してしまった。被告マリヤ・ラザレヴァによれば、息子の妻であるダリヤ・マクシーモヴァは15年間、稼いだお金を全く家にいれていない。両者の言い分を聞いた結果、郷裁判所は次のように判決した。ダリヤ・マクシーモヴァは15年間お金をまったく家にいれなかったので、マクシーモヴァの要求は却下する。」判決は彼女に説明された。

この郷の男性人口は2662人、30の共同体が9つの村団に編成されている。やや後の史料によると、男女あわせた人口は5560人、960世帯よりなる。農業の他に、木綿紡績工場で働いている人が郷全体におり、また1つの村はビーズ作りにたずさわっている。判事は10人いて、うち6人は識字能力をもつが、本裁判に出席した判事がそれに含まれるかどうかは不明である<sup>(16)</sup>。

原告ダリヤ・マクシーモヴァは被告マリヤ・ラザレヴァの息子と結婚したが、夫に先立たれ、その後再婚せず15年間被告の家に住んだところで、財産の一部分与を要求している。原告によれば被告は娘婿に穀物倉庫をあたえたにもかかわらず、自分は財産分与をうけておらず、夫が死んだあとも被告の希望により再婚せず家にとどまりつづけた。また夫は生前に自分の財産をすべて原告にあたえと言ったという。それで財産分与をうける権利があるという主張である。それに対し被告は、原告が外で働いていたにもかかわらず、家計にお金をいれていないとして要求を拒否している。

判決は原告の訴えを却下するものであった。理由は、原告が外で働いた収入を家計にいれていないというもので、これは「家族財産形成に貢献する者には財産にたいして権利が生じる」というよく知られた農民慣習にもとづいており、「夫の財産は妻との共有」という別の慣習が適用されなかったのは、史料でみる限り原告には子どもがいないこと、被告が高齢であること、夫が死んでから長い年月がすでにたち、原告は工場などからの収入があることなどの理由であると考えられる。

3. モスクワ県モスクワ郡ペフラ郷裁判所 1872年9月19日の審理<sup>(17)</sup>

3人の判事が出廷。村長が飲酒および税の滞納の件でミハイロフとイヴァノフを訴えている。

判事1：警備員、被告人マトヴェイをこちらへ呼びなさい [マトヴェイ・ミハイロフが部屋に入り、十字を切り、お辞儀をする]。村長さん、彼の何を訴えたいのですか、おしえて下さい。

村長：農業をちゃんとしないことを訴えたい。税を全然納めないのです、判事殿。

判事2：滞納があるのですか？

村長：あります。

判事2：たくさん？

村長：28ルーブルです。最近はまだ納めておりません。

判事1 [被告人に向かって] 君はどうして税を納めないのかね？

ミハイロフ：収入が少ないのです、判事殿。何もできません。食べ物を買うにも困るほどです。

判事1：わかったわかった！そういうずるい奴がいるってことをわれわれは知っている。(滞納は)はじめてじゃないのだろう。

村長：判事殿、この他にも彼については工場監督官、トレチャコフ氏から訴えがでています [判事に書類をわたす]。お読み下さい。

判事1、工場監督官トレチャコフから村長あてに出された証拠を読む。それによれば、被告人は給料一ヶ月分を前借りしておきながら、今では工場へ仕事に来ず、酒を飲んで酔っぱらっている。

判事1：これにたいして、何か反論したいことはあるか、え？

被告人：お金の一部はもう返しました。だから大丈夫です・・・。

判事1：一部だって？郷裁判所がどういうところか知っているのかい、いったい？勲章でももらえると思っているのではないだろうな。

ミハイロフ：勲章なんて滅相もない。わたしにそんな力はありません。

判事1：お前をどんな刑に処すか、だ。拘留は拘留所をおまえに盗まれるかもしれないからよくない。お前から徴収できるものは何もないので、罰金刑もだめだ。

ミハイロフ：ごもっともです。わたしどもにお金などありません。

判事1：10発くらいの笞打ちはどうだろう。残っている刑はこれだけしかない。

判事2：もちろんそうしましょう。

判事3：もちろんです。

判事1：廷吏、彼を連れていきなさい。

ミハイロフ：そのうえ税金も納めるよう命じるおつもりですか？

判事1：もちろん払ってもらう。君の行為を正当化できる理由は他に何もないだろう。

ミハイロフ：ご存じのように、食費は今ではとても高いです。

判事1：廷吏、彼を連れていきなさい！ [廷吏はミハイロフを連れていく]。村長、あと誰のことを訴えたいのですか？

村長：イヴァノフのことです。[イヴァノフ入廷]。

判事1：訴えの内容は何ですか？

村長：同じく飲酒と滞納です。

判事1：滞納額は大きいのですか。

村長：9ルーブルです。

判事1：【被告人に】君はどうして税金を納めないのかい？

イヴァノフ：判事様、わたしは以前、工場に住んでいましたが、その時は正しく納めていました。それは村長に証明してもらいましょう。

判事1：今はどうして(納めていない)？

イヴァノフ：今は足に腫れものができて、働けなくなってしまったのです。【判事たちに深々とお辞儀をする】。

判事1：裁判所はどんなお辞儀も受け付けません。

イヴァノフ：判事様、どうか寛大なお裁きをお願いします。今どきパンは高いのに、働く力がありません。ご存じのように、わたしには家族がありますし。

判事1：わかってるわかってる。そんな話は聞き飽きた。もう聞かせないでくれ。あなたは責めを負うべきだし、落ちるところまで落ちた。酒場のはしごはできるのに、働くのは自分の任にあらずだとかいのかい。

イヴァノフ：居酒屋通いはだいぶ前にやめました。食べる物もないのに、どうして居酒屋なんかにいきましようか！

判事1：あなたは恥ずかしくないのですか。今は秋だ。女性たちは1日あたり30カペイカで賃仕事をしているそれなのに。お前ときたら。じゃがいも掘りをできないとかいのかね。警備員、彼を連れていきなさい。【廷吏はイヴァノフを連れていく】。他の判事たちに向かって：見せしめに処罰する必要がある。とりあえず答刑10発くらいではどうだろうか。

判事2、判事3：もちろんそうしましょう、もちろん。

判事1：彼らはまた飲酒に走るだろう、面汚しの連中だ。そして村団はやつらの滞納分を払わねばならないとは。

判事2：本当に困った人たちです。

郷書記【判事らの指示にしたがい判決を書き、再び入廷したミハイロフとイヴァノフに読みかせる】「1872年9月19日、ベフラ村村長は同村人ミハイロフとイヴァノフを郷裁判所につきだし、両農民は酒びたりのために税を納めていないと説明した。この農民らは自己弁護のための証拠を何も提出しなかった。裁判所は次のように判決した。農民一般規程第102条<sup>(18)</sup>に基づき、当該過失にたいして各々答打ち10発の刑に処する。」【ミハイロフとイヴァノフは判決にたいし満足であることを表明し、判事たちに感謝し、十字を切り、退廷した】

ベフラ郷は、男性2850人、23の村団よりなる。後の史料によれば男女人口5874人、997世帯である。農業にたずさわる者は少なく、農民はもっぱら木綿紡績工場で働いていることがこの郷の特徴である<sup>(19)</sup>。つまり「農民」というのは身分であり、職業をあらわす言葉ではないことが確認できる。

事件は、農民が酒ばかり飲み働かないので、滞納の常習犯となったもの。郷裁判所が規範とすべき農村裁判法によると<sup>(20)</sup>、「年間を通して、酩酊状態にある時間がしらふでいる時間より長い

者」や「家畜、農具その他の農業に必要な道具を抵当にして酒を購入した者」、「怠惰、飲酒および同類の放蕩生活に起因して自らの（農業）経営を損ない、国税の納入および諸義務を果たせない者」は答刑に処する（第177条、178、179条）と規定されている。納税は連帯責任制であったため、怠けた人の税を勤勉な者が払わねばならないシステムになっていたため、度の過ぎた飲酒は農民世界では容易に社会的な問題となるのである。必ずしも前記の法が引用されるとは限らないが、飲酒が原因となる軽犯罪にはたいがい答刑が科せられ、本件もその例にもれない。被告人たちは事実を認めているので、議論となるのは何発打ちつかである。彼らが判決に満足であることを表し、判事らに感謝しているのは、法の規定では最高20発まで可能なところ、10発にとどまったからであろう。

#### 4. モスクワ県モスクワ郡ジュージノ郷裁判所 1872年9月16日の審理<sup>(21)</sup>

義娘の舅にたいする訴訟

判事1：あなたの訴えはどういうものですか？

原告：判事様、舅がわたしを家から追い出したのです〔判事に紙を渡す〕。

判事1：〔紙を見ながら〕何これ？へたくそな字で書いてある。郷書記さん、わたしらのために何て書いてあるか読んで下さい。わたしは字を読めるが、何て書いてあるかさっぱりわからん。〔郷裁判所は村長が書いた書類を読む。それによると、被告は原告を追い出し、その際、まわりにいる人たちに向かって原告を侮辱する言葉をはいた〕。この書き付けはあなたの訴えの証明とはなりません。村長が書いたものなんて……。彼はどんな書類でも作ろうと思えば作れます。あなたの訴えについてもっと詳しく説明してください。そのことについて証明できますか、または証明するような証拠がありますか？

原告：舅はわたしとわたしの幼い娘たちを養っていません。また悪口雑言をつくし、夫にパスポートを与えません。わたしの夫にパスポートをあたえるよう、またわたしに食べ物をあたえるよう、舅に命じて下さい。

判事2：舅があなたを追い出した理由は何ですか？

原告：こんちきしょう、出て行け！と悪態をつくんです。

判事1：すみませんが、そのような言葉は法廷では使わないでください。

原告：仕事中にもわたしをいじめるんです。夫とわたしにパスポートを与えるよう命じてください。

〔判事らは審議する〕

判事1：お聞きしますが、あなたの夫はあなたに味方しないのですか？

原告：〔泣きながら〕 そうなのです。それに彼が今どこに住んでいるかもわかりません。

判事1：〔被告に〕 ビョートル・イヴァーノヴィチ、彼女の夫は現在どこにいるのですか？

被告：どこかにいるでしょう。モスクワで働いているに違いありませんから。

判事1：彼はあなたに送金していますか？

被告：復活祭までは送金していました。でも今は、彼が誰の家に住んでいるか知りません。判事殿、これだけは言わせてください。わたしが息子をモスクワに遣ったのは、罰としてでした。わたしが10ルーブル借金

しているアレクサンドル・ベトロフのところへ働きに出しました。もしその金額分を働いて返し、そのまま留まって(働いて)わたしに送金すれば、パスポートの(更新)手続きをしてやろうという予定だった。でもそうはならなかった。息子は消えたのでパスポートは更新しなかったし、わたしがさっき言った雇い主のところではみかけなくなった。こういう状況なのです。

判事2：では原告の訴えに反論はありますか。どうして彼女を追い出し、食べ物にあたえないのですか？

被告：何か言えですって？おばさんが強情を張っているのですよ。息子のためにわたしは22ルーブル払いました。それなのに親の命令の力はもう弱くなったものです。他の原理が強くなっちゃって！これ以上金を払うのはいやです。奴のためになんか！

判事1：どうして息子さんにパスポートを与えず、また義娘さんを養わないのですか？

被告：養わないって？自分で出て行ったのさ。実父の家のパンの方が甘いんだろ。息子には前にパスポートは発給されたのさ。調停員に手をねじこんでね。だからどうやって手にいれるか今なら自分で知っているだろうさ。モスクワから出してもらえないかもしれないけどね。

原告：じゃあどうしてわたしを家から追い出したのさ？

被告：追い出してなんかいらないよ。だって娘代わりに住んでいたのだし。助けるために家にいれたのだから、別に他の・・・

判事1：生活のために食料を彼女に渡していましたか、世帯としての決まり(義務)を守っていましたか？

被告：(食料は)渡していたし、義務は守っていました。

原告：だったらどうしてわたしはここへ来なきゃならないのよ。ああ神様、わたしははじめて郷役場に来たのよ。生まれてこの方こんなことはあった試しがないことよ。

[泣く]

判事1：証拠を提示して下さい。村長の書き付けでは、わたしたちにとって証拠にはなりません。隣人とかいないの？いずれにせよ、今、何をしたいのか、あなたは説明しなければなりません。夫君はどこにいるのですか。彼に望むことはないのですか？

原告：夫に望むことはもちろん何もありません、親愛なる判事様。男にたいしては、わたしにパスポートを出し、食べ物を与えることを命じてください。彼と一緒に住むことはいやです。絶対に！わたしの夫は、モスクワで裁判官につかまっているはずですし、パスポートも取りあげられています。でもこれは彼の問題です。わたしの問題はたった1つ。それも小さな願い。わたしにパスポートを出すことと食べ物をくれるよう、彼、男に命じてください。

判事2：あなたは今、どこに住んでいるの？

原告：両親の家です。

判事2：両親の家に住みたいくせに、食べ物は舅からもらいたいの？

原告：はい。

[判事たち、審議]

判事1：[被告に] あなたはどうして彼女を養うことを拒むのですか、おしえて下さい。

被告：わたしが？おばさんが嘘ついているだけです。親類として、彼女には優しく接していますし、仕事だって嫌なことはさせていません・・・なのに父親のもとに行っちゃって・・・生まれた村は必要で、子どもに

見捨てられ・・・なんでわたしは彼女の面倒を見なきゃならないんですか？

判事1：【他の判事らの方を向いて】：審議のために別室へ移りましょう。【判事らは別室へ移り、戻ってくるなり郷書記に判決を書き留めるよう提案する。それは次のようなものであった】

「1872年9月16日、モスクワ郡ジュージノ郷裁判所はつぎの訴えを聞いた。農民の妻パチャーロヴァ・ダリアSによる、舅ピョートルIにたいする扶養義務不履行および家からの追い出しについての訴え。原告Sは夫が夫の父の家に戻るまで、舅の家には住みたくなく、生活の糧を舅から受取りたく、それを現在住んでいる実父S.I.の家まで運んでほしいと説明した。裁判所の質問にたいし、被告Iがいうには、Sは勝手に家を出て行った。彼は彼女を追い出していないし、扶養も拒否していない。よって郷裁判所は、原告Sが証拠を何も提出しなかったことを考慮し、農民一般規程第95条<sup>(22)</sup>に基づき判決した。原告の舅Iにたいする訴えを却下する。また、彼女にたいし、速やかに舅Iの家へうつることを命じる。年長者にたいする義務と服従を果たすこと。同じく被告Iは、彼女にたいし自分の家族と平等に生活に必要なものを与える義務を果たすこと。これを両当事者に言い渡す。」

原告は判決を聞くなり不服として言った。「この判決にたいして上訴するわ！」

ジュージノ郷は2640ドゥシャー、25の村団からなる。後の史料では男女人口6327人、996世帯である。同郷の主産業は野菜および果実栽培であるので、農業地域といえよう<sup>(23)</sup>。

夫が出稼ぎに出かけ家に残された妻が、侮辱の言葉をうけて義父に追い出され、実家に帰った。つまり被告は扶養義務を果たしていない。また義父が申請権を握っている息子（原告の夫）のパスポート有効期限の延長問題と原告のパスポート<sup>(24)</sup>発給問題がある。これらが原告の訴えであるが、特に自分のパスポート申請と扶養問題が原告の狙いである。

それに対し被告は、原告を実の娘と同じように遇していたにもかかわらず、自分の意志で実家に帰ってしまったのだから扶養の義務はないと主張し、パスポートについては息子が行方不明で申請は不可能だと説明した。

この時代、多核世帯でのいわゆる「嫁-姑」あるいは「嫁-舅」関係が農民家族存続のための不安定材料となっていた。実際、両者の関係の不和は、家族分割の原因の上位を占めていた。家長の息子が出稼ぎに出ても、その妻は家に残ることも多く、家長（息子の父）は扶養の義務を、妻は家族労働に参加する義務を負うことになる。多核家族における「嫁」の地位について、アメリカの研究者ファーンズワースは、ベチカを義母が、財布を義父が握る中で「嫁」の行き場がないという、ただ運命に耐え忍ぶだけの厳しい境遇におかれたのか、あるいは逆にトラブルメーカーだったのかと問題をたて、産業が発達した地域ほど「嫁」は積極的に郷裁判所に訴えをおこし、郷裁判所も「嫁」の権利を保護する傾向にあったが、「嫁」は決して訴訟好きというわけではなかった、と論じている<sup>(25)</sup>。

一般的には義娘が家を出て実家へ帰った場合、郷裁判所は不在中の家族労働への参加義務を怠ったとして金銭的な賠償を義娘に命令する場合と、舅のセクシャルハラスメントを含む暴力などを重くみて別居を認める場合とがあった。この例では判事は原告の提出した村長の書き付け以外の証拠を原告に求め、被告にはなぜ扶養義務を果たさないのかと尋ねた。また、出稼ぎ中の夫

が家へ送金しているか否かの質問は、親（家長）夫婦と成人した子ども夫婦が家族共有財産制を維持しているかどうかを問題にしているのだろう。確認できる事実としては、家長と息子の関係が悪く、息子は親との約束を守らずに行方不明になり、妻と娘が家に残された。原告がパスポートを求めていることから、彼女は夫のいる都市へ行くことを希望していることが推測されるが、判決は原告にたいし義父の家へ戻ることを命じるものであった。農民世帯での家長とその他のメンバーの間の権利義務関係を相互に果たすべきというのである。

現在の状況については義娘が自発的に出て行ったのか、被告に追い出されたのかについては争いがあるが、判事は原告が実家に戻っていることを確認したあとでも、被告がなぜ原告とその娘たちを扶養しないのか重ねて尋ねている。農民世帯では家長の第1の義務がその他家族構成員への扶養であることを示している。これは「嫁」の立場を保護するようにもみえるが、権利は義務と背中合わせにあり、原告の側にも十分な証拠がないことから原状回復という無難な判決となった。村長による状況説明が証拠とならないのは意外であるが、村の権力者の発言より、隣人の評判を重視するということであろう。ここに郷裁判所の「証拠主義」がうかがえる。

## おわりに

史料が断片的にしか残っていないので、郷裁判所に関する統計的研究は困難である。しかし、1880年代にヴァローネジ県で郷書記として勤務したアーストゥイレフによると、1800の世帯で年間約300件の訴訟が郷裁判所で処理された。また、世紀末のヴォログダ、トヴェーリ、ペルミ、ヴラジーミル、サラトフ、クルスク、ポルタヴァ、タムボフ諸県の史料を総合すると、毎年約10%の世帯が民事訴訟で郷裁判所に原告、被告あるいは証人として関わった<sup>(26)</sup>。このように少なくとも世紀末には郷裁判所は農民にとって身近な存在となっていた。

本史料は、中央政府の役人が出席した上でのものであるもので、通常の雰囲気より、よりフォーマルなものであったかもしれない。また、酒などの賄賂や有力者の権力を利用することで裁判が不平等のもとにおこなわれたこともあろう。しかし以上でみる限り、郷裁判所の審理について郷裁判官は両者の言い分を公正に聞くよう努め、証拠を重んじ、農民生活で生じた紛争を可能な限り穏便に解決しようとしたことがわかる。1870年代から世紀末にかけて郷裁判所の利用回数が増加したことが知られており<sup>(27)</sup>、貨幣経済の発達などにより農民社会で紛争が増加したことがその主な原因であると考えられるが、もとよりそれは郷裁判所にたいする農民の信頼が厚かったことが前提となる。郷裁判所での裁判経験を通じて、農民は事実上、法的に包摂されていったのだとバーバンクは主張しているが<sup>(28)</sup>、慣習を中心に個別問題を解決しながら、農奴解放令を引用して当該事件が国家法のもとに郷裁判所で判決されるというプロセスが重要なものであり、それは以上みてきた裁判の現場から裏付けることができる。

## 註

(1) 同時代人による議論については、参照、吉田浩「ロシア農村における法と裁判」『ロシア史研究』第53号、1993年、35-38ページ。同「近代ロシア農民の所有観念」『スラヴ研究』第47号、2000年。郷裁判所に関する議論はCathy Frierson, "Rural Justice in Public Opinion: The Volost' Court Debate," *Slavonic and East European Review* 64:4 (1986)。

(2) 農民の法、裁判史料を用いた欧米の最近の代表的な研究はつぎのとおり。Christine Worobec, "Peasant Russia: Family and Community in the Post-Emancipation Period," Northern Illinois UP, 1995. Beatrice Farnsworth, 1) "The Litigious Daughter-in-Law: Family Relations in Rural Russia in the Second Half of the Nineteenth Century", *Slavic Review* 45:1 (1986), 2) "The Soldatka: Folklore and Court Record", *Slavic Review* 49:1 (1990). Cathy Frierson, 1) "Razdel: The Peasant Family Divided", *Russian Review* 46:1 (1987), 2) "I must always answer to the Law..." Rules and Responses in the Reformed Volost' Court", *Slavonic and East European Review* 75:2 (1997). Corinne Gaudin, "Tribunaux paysans en Russie, 1889-1914," *Histoire Sociale/Social History* 30 (1997). Gareth Popkins, 1) "Code versus Custom? Norms and Tactics in Peasant Volost Court Appeals, 1889-1917," *Russian Review*, 59 (July, 2000), 2) "Popular Development of Procedure in a Dual Legal System-'Protective Litigation' in Russia's Peasant Courts, 1889-1912," *Journal of Legal Pluralism*, 43 (1999), 3) "Peasant Experiences of the Late Tsarist State: District Congresses of Land Captains, Provincial Boards and the Legal Appeals Process, 1891-1917," *Slavonic and East European Review*, 78:1 (2000)。

この間、ロシアでも農民の法と裁判に関する学位論文が2編書かれ、それをもとにした雑誌論文がでている。

Милоголова И. Н. 1) Семья и семейный быт русской пореформенной деревни. 1861-1900 гг. (на примерах центральных губерний). Диссертация на соискание ученой степени кандидата исторических наук. М., 1988, 2) Семейные раздоры в русской пореформенной деревне (на примерах центральных губерний) // Вестник Московского ун-та. Серия 8, история, 1987 №6, 3) О праве собственности в пореформенной крестьянской семье. 1861-1900 гг. // Вестник Московского ун-та. Серия 8, история, 1995 №1. Тарабанова Т. А. 1) Волостной суд в России в первое пореформенное десятилетие. Диссертация на соискание ученой степени кандидата исторических наук. М., 1993, 2) Состав волостных судов // Вестник Московского ун-та. Серия 8, история, 1993 №2, 3) Судебно-правовая культура крестьян пореформенной России // М. А. Колеров (ред.) Россия и реформы. М., 1994, С. 40-54., 4) Правосознание пореформенного крестьянства: обычно-правовое регулирование хозяйственной деятельности // Аграрные технологии в России IX-XX вв., Арзамас, 1999, С. 224-231.

(3) Jane Burbank, "A question of dignity: peasant legal culture in late imperial Russia," *Continuity and Change* 10:3 (1995), pp.391-395.

(4) ビーター・バーク『ヨーロッパの民衆文化』(中村賢二郎、谷泰訳)、人文書院、1988年。

(5) 高橋一彦は、ロシア法史・制度史が今まで研究者の関心をあまり惹いてこなかった理由を説明する文脈のなかで、歴史家の法の一般理論にたいする無理解-国家制定法のみが法であり、それが社会の全てを蔽うべきであるにもかかわらず、帝政ロシアでは、特に実体私法の分野で大きな空白領域があり、種々の慣行がおこなわれたことは制定法の虚構性を意味するとの誤解-が「慣習法対国家法」という二項対立的思考をもたらしただけの一因であるとし、この分野ではバーバンクがすでにその克服をしていると言及している。高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究』、名古屋大学出版会、2001年、16-17ページ。

(6) Jane Burbank, "Legal Culture, Citizenship, and Peasant Jurisprudence: Perspectives from the Early Twentieth Century," Peter H. Solomon, Jr. (ed.), *Reforming Justice in Russia, 1864-1996*. New York, 1997, p.90.

(7) Popkins, "Code versus Custom?" p.417.

(8) Yoshida Hiroshi, "Customary Law as a Reflection of the Legal Consciousness of Russian Peasant," O.Ieda (ed.), *Transformation and Diversification of Rural Societies in Eastern Europe and Russia*, SRC, Sapporo, 2002, p.38.

(9) 郷裁判所改革委員会については、吉田「ロシア農村における法と裁判」、31ページ参照。

(10) ロシアにおける速記技術の導入はヨーロッパにくらべると遅く、帝政期にはこの分野で格別の発展はなかったとされる(Энциклопедический словарь. Брокгауз и Ефрон. Т. 62. СПб., 1901, С.592)。しかし、すでに19世紀

前半にはロシア語での速記術に関する著作が著され、さらに速記によると思われる農奴解放令の審議過程が出版されていること(Семенов Н. П. Освобождение крестьян в царствование Императора Александра II. Тт. 1-3. СПб., 1889-1892)、1864年の司法改革諸法の導入過程で速記術が注目をあびたことなどを考慮にいと、郷裁判所改革委員会活動時にはロシアでの速記術は一定の水準に達しており、委員会の実地調査時には記録保持のために速記者が同行したと考えられる。

(11) Труды комиссии по преобразованию волостных судов Т.2, СПб., 1873. С.114-115.

(12)一般規程第96条とは、つぎのような手続き法である。「郷裁判所の判決は最終的なものである。農民間で争われる100ルーブル以下のすべての紛争と訴訟で、分与地にかかわる不動産および動産、債務、売買およびあらゆる種類の法律行為と債務関係、さらに農民の財産が原因となる紛失や損害にたいする補償問題。」

(13)これは1858年の人口調査時の男性人口である。「報告集」記載の「ドゥシャー」とは、郷裁判所調査時点での男性人口であると考えられる。

(14) Труды комиссии, Т.2. С.110. Волости и важнейшие селения европейской России. Вып. 2. СПб., 1886. С.2

(15) Труды комиссии, Т.2. С.534-535.

(16) Там же. С.532-533. Волости и важнейшие селения. С.4.

(17) Труды комиссии, Т.2. С.129-131.

(18)「郷裁判所は微罪にたいしてつぎのような刑を犯人に判決する権力をもつ。6日までの公共労働刑、または3ルーブルまでの料料、または7日までの拘留、または体刑免除ではない者にたいし20発までの笞刑。それぞれの微罪にたいしてどの刑罰を科すかの選択は、裁判所の判断による。」

(19) Труды комиссии, Т.2. С.127. Волости и важнейшие селения. С.2.

(20) ПСЗ. Собр.2, Т. 14, №12166, 1839 3/23. 農村裁判法は、農奴解放以前の国有地農民のために定められたものであり、解放後自由になった元領主地農民にたいして郷裁判所が規範とすべき微罪とその処罰についての細かい規定は、あらたに「一般農村裁判法」がつくられることになっていたが、その出版までは農村裁判法を適用することとされた(農奴解放令一般規程第102条註1)。結局のところ一般農村裁判法は完成しなかったが、農奴解放令審議の過程でその草案が作られ、飲酒についてほぼ同じ規定が書かれた。Проект общего положения о крестьянах, вышедших из крепостной зависимости. Приложения к ст. 101-й. О преступлениях и проступках, подлежащих ведомству волостных и сельских начальств. Ст.58-59. // Архив государственного совета. Приложения к журналу Главного комитета по крестьянскому делу. Пг. 1915. С.49.

(21) Труды комиссии, Т.2. С.94-96.

(22)「郷裁判所は農民間の紛争と訴訟(спору и тяжбы)および軽微の犯罪について以下にあげる条項に基づいて職務を行う。」

(23) Там же. С.91. Волости и важнейшие селения. С.2.

(24)居住地を離れる場合にはパスポートが必要であった。詳しくは佐藤芳行「帝制ロシアにおける国内旅券制度に関する一考察(1719-1917)」『東京大学経済学研究』第22号、1979年。

(25) Farnsworth, "The Litigious Daughter-in-Law," pp.49, 60-61, 64.

(26) Gareth Popkins, "The Russian Peasant Volost Court and Customary Law 1861-1917," Unpublished Ph. D. Dissertation (University of Oxford, 1995), pp.217-220.

(27) Frierson, "I must always answer to the Law," p.327.

(28) Burbank, "Legal Culture," p.95.